

ひょうご情報公園都市第2期

開発事業者選定に係る事業化検討パートナー募集

募集要項

令和 8年 1月

兵庫県企業庁

三木市

目 次

1 事業化検討パートナー募集の趣旨	3
2 事業化検討パートナー募集の概要	3
3 応募の手続き	11
4 選定方法及び結果通知	14
5 事業化検討パートナー選定後の手続き	14
(様式1) 申込書（変更）	16
(様式2) 辞退届	17
(様式3) 質問書	18
(様式4) 誓約書	19
※複数の企業で構成するグループは、全ての構成員のものが必要。	
以下、（様式5、様式6）も同じ。	
(様式5) 役員一覧表	21
(様式6) 誓約書（資本関係又は人的関係に関する事項）	22
(様式7) 提出資料チェックリスト	24
(様式8) 変更届	25
(様式9) 辞退届	26

参考資料

参考資料1 ひょうご情報公園都市（第2期）概要

参考資料2 ひょうご情報公園都市第1期工区地区計画

参考資料3 覚書（案）

1 事業化検討パートナー募集の趣旨

兵庫県三木市に位置するひょうご情報公園都市は、緑豊かな自然環境と、恵まれた高速交通基盤、大都市に近接している立地特性等を生かし、「人、もの、情報が交流する魅力ある都市の創造」を基本コンセプトとして、ものづくり関連企業、情報関連企業、流通関連企業等が集積する新産業創造拠点の形成をめざしています。

第1期（139ha）では、平成27年までに分譲が完了しており、20社の企業が進出しています。

引き続き、兵庫県企業庁及び三木市が開発を進める第2期（約100ha）では、企業立地の促進による雇用の確保等を通じた地域創生に取り組むため、民間事業者の技術的能力や資金等を活用した公民連携による新たな産業団地の整備を推進することとしています。

兵庫県企業庁及び三木市では、優れた企画力と事業推進力をもつ民間の開発事業者を選定するにあたり、第1段階として兵庫県企業庁及び三木市とともに事業化の検討に参画していただける「事業化検討パートナー」を資格審査により複数者選定し、第2段階として「事業化検討パートナー等によるプロポーザル」を実施（令和8年度予定）し、「開発事業者」を1者選定する予定としています。

今回は、プロポーザルへの応募を前提に概略造成計画や収支計画等を検討する「事業化検討パートナー」の募集を実施します。

2 事業化検討パートナー募集の概要

2-1 募集の名称

ひょうご情報公園都市第2期

開発事業者選定に係る事業化検討パートナー募集

2-2 主催者及び問合せ先

○主 催 者：兵庫県企業庁（地域整備振興課・企業誘致課）

三木市（都市整備部プロジェクト推進課）

○問合せ先：兵庫県企業庁 地域整備振興課新産業団地計画班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話：(078)362-3693 FAX：(078)362-4270

電子メール：chiiki_seihi@pref.hyogo.lg.jp

2-3 第2期の概要

○所在 地：三木市志染町大谷、戸田

○開発面積：約100ha*

$$\left. \begin{array}{ll} \text{第1工区北} & \text{約10ha} \\ \text{第3工区} & \text{約90ha} \end{array} \right\}$$

*100ha 以上の開発を検討される場合は要相談

○土地所有者：兵庫県（企業庁所管）※一部里道あり

○都市計画

東播都市計画区域における市街化調整区域となります。民間の開発事業者の産業団地開発の方針が決定後、関係機関と調整の上、市街化区域への編入を予定しています。

また、第2期については、基本的に第1期と同様のまちづくりをめざしており、第1期の用途地域（準工業地域等）及び地区計画（ひょうご情報公園都市第1工区地区計画）を基本とし、産業団地開発の方針決定後、関係機関と調整の上、用途地域の指定及び地区計画の策定を行う予定です。

第1期の地区計画については、参考資料2「ひょうご情報公園都市第1工区地区計画」を参考にしてください。

○環境影響評価

「開発整備事業等に係る環境影響評価の手続に関する要綱（昭和54年3月）」に基づき、平成9年3月に「（仮称）東播磨情報公園都市建設事業 環境影響評価書（平成9年3月 兵庫県）」を作成済みです。ただし、事後監視調査を行う必要があります。

○社会基盤施設の整備状況、法規制

道路及び上下水道等の整備状況、開発に必要となる法規制については、参考資料1「ひょうご情報公園都市（第2期）概要」を参考にしてください。

○地質調査結果

地質調査結果については、参考資料1「ひょうご情報公園都市（第2期）概要」を参考にしてください。

○立地企業への税制優遇制度等

兵庫県及び三木市における立地企業への支援については、以下のホームページを参考にしてください。

- ・兵庫県HP：https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr03/sr03_00000002.html
- ・三木市HP：<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/31/2849.html>

○地域未来投資促進法

三木市は地域未来投資促進法に基づき、基本計画を策定し、国の同意を得ています。

【計画期間：国の同意の日から令和10年度末日まで】

これにより、三木市の基本計画に沿った地域経済牽引事業計画を策定し、兵庫県が承認

した事業者は支援措置が受けられます。

制度の詳細については以下のホームページを参考にしてください。

- ・経済産業省HP : https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_mirai_toushi.html

○位置図



○対象区域



2-4 事業化検討パートナーの役割

事業化検討パートナーは、兵庫県企業庁及び三木市から提供する情報（モデルプラン等）や、事業化検討パートナーからの質問に対する回答等を参考に、概略造成計画、収支計画、企業進出ニーズ調査、想定誘致企業等の検討を行います。検討状況等について、適宜ヒアリングを行うことがありますので、協力いただきます。（共有いただいた内容は、行政内部のみでの取扱いとします。）

なお、事業化検討パートナーの取組に要する費用（外部委託を行う場合はその費用を含む。）については、全て事業化検討パートナーの負担となります。

また、事業化検討パートナーには、令和8年度に予定しているプロポーザルに応募していくことを前提としています。開発事業者に選定された場合、詳細設計、開発許可取得後、県から開発面積全体の用地を購入し、造成工事、企業誘致等の開発事業を進めていただくことになります。

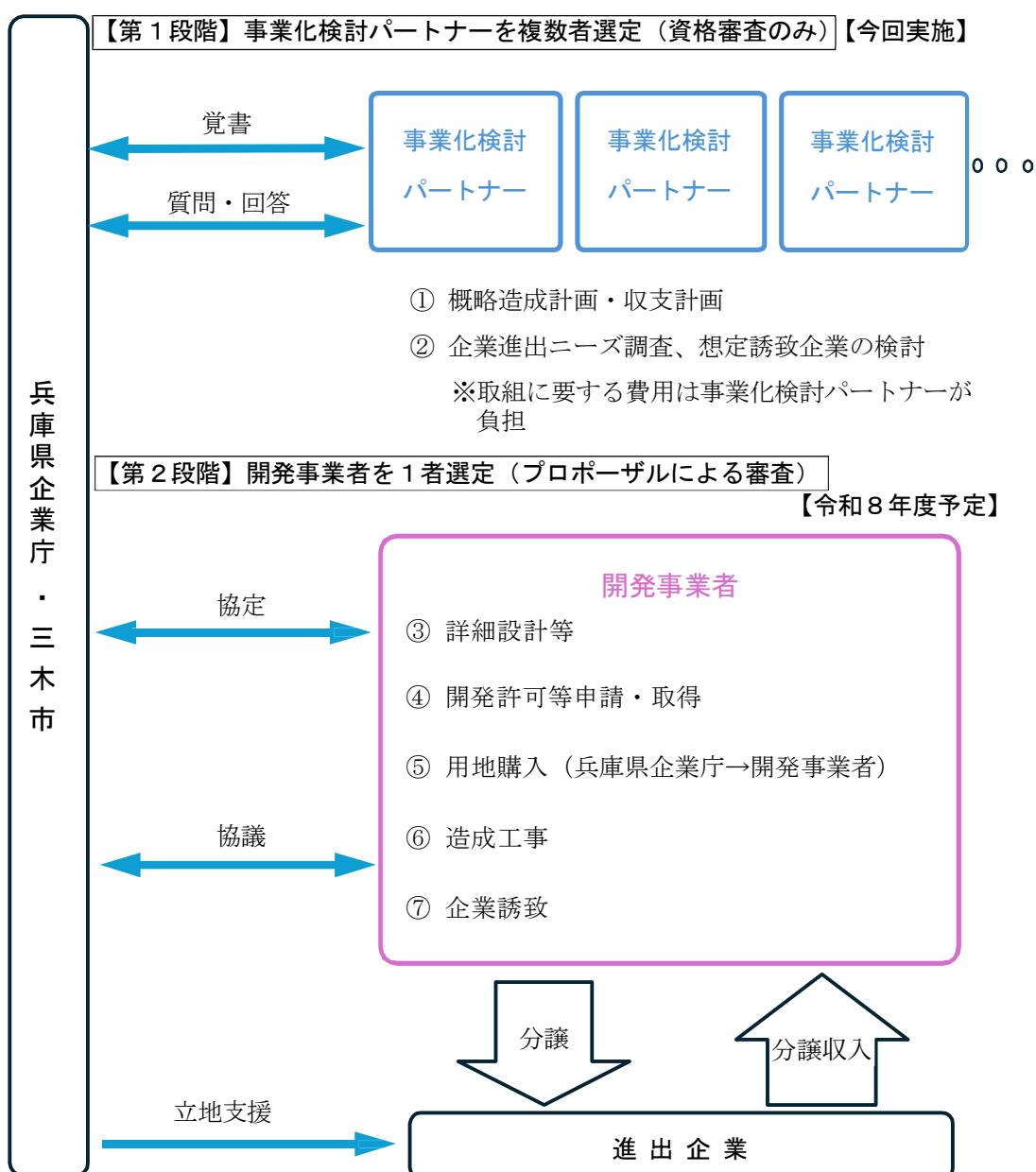
事業化検討パートナーの検討期間は、事業化の推進に向けた検討に協力する旨の覚書（参考資料3）を締結した日から、プロポーザルの応募開始日までとし、概ね8か月を想定しています。なお、検討期間において、事業化検討パートナーは、他の事業化検討パートナーと開発事業者選定の提案に係る交渉、取引を行うことはできません。

なお、プロポーザルへの応募は、事業化検討パートナーに選定されていることが条件となります。ただし、プロポーザルにおいて事業化検討パートナーからの応募が1者以下の場合は、公募型プロポーザルに変更します。

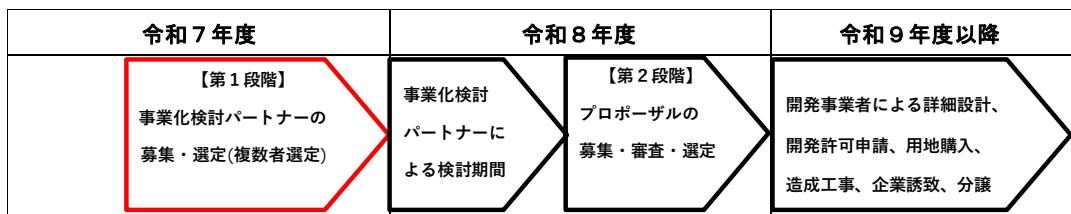
(参考) 事業スキームについて

第1段階として資格要件を満たしている者は、全て事業化検討パートナーとして選定し、第2段階として事業化検討パートナー等によるプロポーザルを実施（令和8年度予定）し、「開発事業者」を1者選定します。

○事業スキームのイメージ



○事業スキームのスケジュール



○開発事業者の役割

第2段階のプロポーザルにより選定された開発事業者には、以下の手順で開発事業を進めていただくことを想定しています。

- ① 詳細設計等（造成計画、土地利用計画、施設配置計画等の作成）
- ② 開発許可等申請・取得（森林法、都市計画法等の開発許可等の申請、許可取得）
- ③ 用地購入（開発許可取得後に兵庫県企業庁から現状有姿で開発面積全体の用地を購入）
- ④ 造成工事（開発区域内の造成、道路・上下水道・調整池・防火水槽・公園等の公共施設等のインフラ整備）
- ※ 開発区域外の公共施設等のインフラ整備については兵庫県及び三木市で実施予定です。また、開発事業者が整備した公共公益施設、残置森林等は、協議の上無償で三木市に移管していただきます。
- ⑤ 企業誘致、進出企業への分譲

2-5 応募者の体制

上記の事業化検討パートナーの役割をご理解いただき、応募者は次に掲げる体制を構成し、応募してください。

- (1) 応募者は、2-6 応募者資格要件を満たす単一の企業又は複数の企業が構成するグループであること。なお、グループの場合は、その構成員の中から、代表企業が応募手続きを行うこと。また、代表企業を変更することはできない。
- (2) 応募者がグループの場合は、代表企業以外の構成員の変更が可能です。ただし、構成員は変更後も2-6 応募者資格要件を満たすこと。また、応募者が単一の企業である場合も、グループに変更し構成員を追加することも可能とする。この場合は、当初の応募者を代表企業とすること。
- (3) 第2段階のプロポーザルへの応募者資格は、事業化検討パートナーに選定されていることを条件としており、事業化検討パートナーが、単一企業の場合は単一企業での応募とし、グループの場合はグループの構成員で構成される共同企業体での応募とすること。また、共同企業体で応募する場合は、事業化検討パートナーの代表企業を代表者とすること。ただし、プロポーザルにおいて事業化検討パートナーからの応募が1者以下の場合は、公募型プロポーザルに変更します。

(4) 事業化検討パートナーの代表企業以外の構成員の変更は、プロポーザルの応募開始日2週間前までとする。

(5) 応募者（グループの場合は構成員を含む）又は応募者（グループの場合は構成員を含む）と資本関係又は人的関係のある者は、他の応募者（グループの場合は構成員を含む）として参加できない。資本関係又は人的関係がある者とは別表「資本関係又は人的関係がある者の定義」に該当する場合とする。

別表【資本関係又は人的関係がある者の定義】

以下の（1）～（3）までのいずれかに該当する場合

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人間関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
 - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- （3）その他の適正さが阻害されると認められる場合**
- 組合とその構成員が参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

2-6 応募者資格要件

応募者は以下の（1）及び（2）の要件を満たしてください。

ただし、グループとして応募する場合、代表企業は以下の（1）及び（2）を満たす企業とし、代表企業以外の企業は（2）を満たすこと。

（1）（以下のいづれかを満たすこと。）

- ① 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の免許を受けた者で、申込期限日の前年度以前の直近 15 年間及び年度中の申込期限日までに、開発区域面積 10ha 以上の産業団地整備を民間事業者施行（民間開発として用地買収から各種許認可、造成工事、分譲について全て民間事業者で実施）又は公民連携（自治体と民間事業者が役割を分担して事業を実施（造成工事の請負契約を除く））により、造成工事まで完了させた実績を有している者。完了させた実績は単一の企業又は複数の企業が構成する共同企業体の構成員での実績とし、共同企業体の構成員としての実績は、当構成員の出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。
- ② 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の免許を受けた者で、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号イに定める資本金を 5 億円以上有している者。

（2）（以下の全てを満たすこと。）

- ① 事業化検討パートナーの選定時点で県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、会社更生法に基づく更生計画の認可を受けている者又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者においては、資格を認める場合があるため事前に相談すること）。
 - ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 条）第 18 条または第 19 条の規定による破産の申し立てがなされていないこと。
 - ④ 国税及び地方税について滞納していないこと。
 - ⑤ 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ※ 県は、契約の相手方が暴力団等であるか否かについて、兵庫県警察本部長に意見を聞くことがあります。また、上記意見の聴取により得た情報を、当契約以外の契約において、県が締結する契約について暴力団を利することとならない措置を講ずるために利用し、又は他の契約担当者、知事及び病院事業管理者に提供することがあります。
- ⑥ 兵庫県企業庁から「ひょうご情報公園都市（第 2 期）事業化検討パートナー・開発事業者支援業務」を受託している下記企業又は下記企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。資

本関係又は人的関係がある者とは別表「資本関係又は人的関係がある者の定義」に該当する場合とする。

○委託企業：（株）オリエンタルコンサルタンツ
本社住所：東京都渋谷区本町3丁目12番1号
住友不動産西新宿ビル6号館

2-7 募集等のスケジュール

募集要項の配布	令和8年1月30日（金）～令和8年3月2日（月）
質疑の受付	令和8年1月30日（金）～令和8年2月13日（金）
質疑への回答	令和8年2月19日（木）
申込書の受付	令和8年1月30日（金）～令和8年3月2日（月）
選定結果通知	令和8年3月25日（水）

3 応募の手続き

3-1 募集要項及び参考資料の配布

（1）配布期間 令和8年1月30日（金）～令和8年3月2日（月）

（2）配布方法

応募要項及び参考資料については兵庫県ホームページに掲載していますので下記アドレスからダウンロードしてください。

○HPアドレス

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kc12/jyohokouen/documents/partnerrecruitment.html>

また、兵庫県企業庁地域整備振興課新産業団地計画班（兵庫県庁1号館3階）及び三本市都市整備部プロジェクト推進課（三本市役所2階）にも用意していますので、ご利用の方は来庁してください。ただし、来庁される場合は、平日の午前9時から午後5時までにお願いします。

3-2 申込書の受付

（1）受付期間 令和8年1月30日（金）～令和8年3月2日（月）

※郵送の場合は当日消印有効

（2）提出方法

兵庫県企業庁地域整備振興課新産業団地計画班まで、全ての構成員について資格要件に適合することを証する書類^(*)を添えて、申込書（変更）（様式1）、誓約書（様式

4)、役員一覧表（様式5）、誓約書（資本関係及び人的関係に関する事項）（様式6）及び提出資料チェックリスト（様式7）を郵送又は持参してください。郵送により提出される場合は、簡易書留郵便又は一般書留郵便とし、封筒には応募者名及び応募先の課室名を明示してください。また、申込書は受付印を押印の上、写しを返却しますので返信用封筒（角形A4封筒、140円切手貼付）を同封してください。

持参される場合は、平日の午前9時から午後5時までにお願いします。

なお、提出された書類は返却しません。提出書類は兵庫県企業庁及び三木市において適正に処理し、目的外の使用はしません。

（3）追加資料の提出

資格要件に適合することを証する書類について、追加で資料の提出を求める場合があります。

（4）申込書の変更について

申込書提出後に変更が生じた場合には、申込書の受付期間内に兵庫県企業庁地域整備振興課新産業団地計画班まで申込書（変更）（様式1）を郵送又は持参してください。

申込書（変更）を郵送により提出される場合は、簡易書留郵便又は一般書留郵便とし、封筒には届出者名及び届出先の課室名を明示してください。また、届出書は受付印を押印の上、写しを返却しますので返信用封筒（角形A4封筒、140円切手貼付）を同封してください。

持参される場合は、平日の午前9時から午後5時までにお願いします。

なお、提出された書類は返却しません。提出書類は兵庫県企業庁及び三木市において適正に処理し、目的外の使用はしません。

（5）辞退する場合について

申込書提出後に応募を辞退される場合には、令和8年3月11日（水）までに兵庫県企業庁地域整備振興課新産業団地計画班まで辞退届（様式2）を郵送又は持参してください。辞退届を郵送により提出される場合は、簡易書留郵便又は一般書留郵便とし、封筒には届出者名及び届出先の課室名を明示してください。また、届出書は受付印を押印の上、写しを返却しますので返信用封筒（角形A4封筒、140円切手貼付）を同封してください。郵送の場合は、当日消印有効とします。

持参される場合は、平日の午前9時から午後5時までにお願いします。

なお、提出された書類は返却しません。提出書類は兵庫県企業庁及び三木市において適正に処理し、目的外の使用はしません。

[※資格要件に適合することを証する書類]

書類	代表企業	代表企業以外の構成員
発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	○
直近3か年の納税証明書 課税されている国税及び地方税について、本店を管轄する税務署、都道府県及び市区町村が発行する、未納税額がないことの証明書 ※ 国税については、「納税証明書（その3の3）」、地方税については、都道府県及び市区町村が発行する証明書	○	○
宅地建物取引業の免許（写し）（令和8年3月2日（月）（受付期間最終日）において有効期限内のもの）	○	—
2-6 応募者資格要件(1)①の場合、実績を証明できる書類（都市計画法第36条第2項に基づく検査済証（写し）、官民連携に係る協定書・契約書及び完了報告書（写し）等）	○	—
直近3か年の決算資料（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（剩余金処分計算書又は欠損金処理計算書）、個別注記表、事業報告書等）	○	○
会社案内・概要等を記載したパンフレット等	○	○

3-3 質疑の受付

- (1) 受付期間 令和8年1月30日（金）～令和8年2月13日（金）
 (2) 提出方法

募集要項の内容に関する質疑等は、質問書（様式3）にまとめ、兵庫県企業庁地域整備振興課新産業団地計画班まで提出してください。質問書を電子メールにより提出される場合は、兵庫県企業庁地域整備振興課新産業団地計画班まで電話で受領確認をしてください。

提出先メールアドレス : chiiki_seihi@pref.hyogo.lg.jp

3-4 質疑への回答

- (1) 回答日時 令和8年2月19日（木）
 (2) 回答方法

質疑に対する回答は、質疑者名を除き、質疑内容とともに質疑回答書としてとりまとめ、県のホームページに掲載します（質問者に対する個別回答は行いません。）。

○HPアドレス

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kc12/jyohokouen/documents/kaito.html>

4 選定方法及び結果通知

4-1 選定方法

兵庫県企業庁及び三木市において提出書類を確認し、上記2-6の資格要件を満たしている者は、全て事業化検討パートナーとして選定します。ただし、事業化検討パートナーの応募が1者以下の場合は、追加募集します。

また、兵庫県企業庁及び三木市が以下のいずれかの失格事項に該当すると判断した場合は、その応募者は失格となります。なお、事業化検討パートナーとして選定された後においても、当該失格事項に該当することが判明した場合は失格となり、選定決定を取り消すものとします。

＜失格事項＞

- ① 応募者資格の要件を満たしていない場合
- ② 本募集要項に定める事項に違反した場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提出書類に不備があり、補正が困難である場合
- ⑤ 当地区の産業団地開発に不適当と認められた場合
- ⑥ 他の事業化検討パートナーと開発事業者選定の提案に係る交渉、取引をしたことがあきらかになった場合
- ⑦ その他不正行為があった場合

4-2 選定結果の通知

選定結果については、令和8年3月25日（水）に事業化検討パートナーに選定された企業等を兵庫県ホームページで公表するとともに、各応募者の代表者に文書等で通知します。

5 事業化検討パートナー選定後の手続き

（1）覚書の締結

事業化の推進に向けた検討に協力する旨の覚書（参考資料3）を兵庫県企業庁及び三木市と締結していただきます。

（2）事業化検討パートナーからの質疑について

事業化検討パートナーからの質疑の回答については、質疑者名を除き、質疑内容とともに質疑回答書としてとりまとめ、全ての事業化検討パートナーに共有します。

（3）事業化検討パートナーへの情報提供について

事業化検討パートナー選定後、モデルプラン等の情報提供を予定しています。

（4）事業化検討パートナー選定後の変更について

事業化検討パートナー選定後に構成員の変更が生じた場合には、兵庫県企業庁地域整

備振興課新産業団地計画班まで別に定める変更届（様式8）を郵送又は持参してください。事業化検討パートナーの変更は、プロポーザルの応募開始日2週間前までとし、郵送の場合は当日消印有効とします。変更届を郵送により提出される場合は、簡易書留郵便又は一般書留郵便とし、封筒には届出者名及び届出先の課室名を明示してください。また、届出書は受付印を押印の上、写しを返却しますので返信用封筒（角形A4封筒、140円切手貼付）を同封してください。持参される場合は平日の午前9時から午後5時までにお願いします。

なお、提出された書類は返却しません。提出書類は兵庫県企業庁及び三木市において適正に処理し、目的外の使用はしません。

（5）事業化検討パートナー選定後の辞退について

事業化検討パートナー選定後に事業化検討パートナーの都合により途中辞退することは可能です。辞退届の提出により、覚書は解除されます。辞退される場合には、兵庫県企業庁地域整備振興課新産業団地計画班まで辞退届（様式9）を郵送又は持参してください。辞退届を郵送により提出される場合は、簡易書留郵便又は一般書留郵便とし、封筒には届出者名及び届出先の課室名を明示してください。また、届出書は受付印を押印の上、写しを返却しますので返信用封筒（角形A4封筒、140円切手貼付）を同封してください。持参される場合は平日の午前9時から午後5時までにお願いします。

なお、提出された書類は返却しません。提出書類は兵庫県企業庁及び三木市において適正に処理し、目的外の使用はしません。

辞退の理由について、アンケート及びヒアリング等を実施しますので、協力をお願いします。

(様式1)

年 月 日

兵庫県企業庁公営企業管理者
三木市長 様

所 在 地
法 人 名
担 当 者 名
電 話
電 子 メール

申込書（変更）

「ひょうご情報公園都市第2期 開発事業者選定に係る事業化検討パートナー募集」に応募したいので、下記のとおり申し込みます。

代表企業	法人名称			役職名 代表者氏名	
	所在地	〒			
	連絡先	所属部署名			担当者 職氏名
		電話番号			FAX 番号
		E-mail			

また、複数の企業等で構成するグループで応募する場合は、参加する企業全てについて下表に記載してください。

企業1	法人名称			役職名 代表者氏名	
	所在地	〒			
	連絡先	所属部署名			担当者 職氏名
		電話番号			E-mail
企業2	法人名称			役職名 代表者氏名	
	所在地	〒			
	連絡先	所属部署名			担当者 職氏名
		電話番号			E-mail

注1：本申込書を提出後、応募参加企業等に変更があった場合は、兵庫県企業庁地域整備振興課新産業団地計画班まで変更届を提出してください。

注2：記入欄が不足した場合は、適宜用紙を追加してください。

(様式2)

年 月 日

兵庫県企業庁公営企業管理者
三木市長 様

所在 地
法 人 名
担当者名
電 話
電子メール

辞退届

「ひょうご情報公園都市第2期 開発事業者選定に係る事業化検討パートナー募集」
について、下記の理由により辞退します。

記

(辞退理由)

注1：複数の企業で構成するグループの場合は、代表企業から提出してください。

(様式3)

年 月 日

兵庫県企業庁公営企業管理者
三木市長 様

所 在 地
法 人 名
担 当 者 名
電 話
電 子 メール

質問書

「ひょうご情報公園都市第2期 開発事業者選定に係る事業化検討パートナー募集」について、次のことについて質問しますので、ご回答ください。

記

No.	資料名	該当箇所		質問
		頁	項	
例	募集要項	10	2-6	●●は対象になるか。
1				
2				
3				

注1：質疑事項は、できるだけ簡潔にまとめてください。

注2：質問項目が不足した場合は、適宜表の行又は用紙を追加してください。

注3：質疑回答書には質問者の名称等は記載しません。

注4：電子メールで提出される場合は、必ず兵庫県企業庁地域整備振興課新産業団地
計画班まで電話で受領確認をしてください。

(様式4)

誓 約 書

年 月 日

兵庫県企業庁公営企業管理者
三木市長 様

住 所

フリ カナ
氏 名
電 話 () 一 番
電子メール

生年月日 (上記代表者の生年月日)

男女の別 (上記代表者の戸籍上の性別)

弊社は、兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、弊社及び弊社の役員が条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員並びに兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないことを誓約します。

また、暴力団員等に該当するか否かについて兵庫県公営企業管理者が兵庫県警察本部長に対して意見を聴取することに同意します。

記

事 業 名

ひょうご情報公園都市第2期
開発事業者選定に係る事業化検討パートナー募集

添付文書

役員一覧表（様式5）

(参考)

暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 7 日条例第 35 号） 抜粋

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 指定暴力団 法第 2 条第 3 号に規定する指定暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団事務所 法第 15 条第 1 項に規定する事務所をいう。
- (5) 準暴力団事務所 暴力団の幹部（法第 3 条第 2 号に規定する幹部をいう。）が当該暴力団の活動のために行う連絡又は待機の用に供されている施設又は施設の区画された部分その他の暴力団事務所に準ずるものをいう。
- (6) 暴力団事務所等 暴力団事務所及び準暴力団事務所をいう。

(県の事務又は事業における措置)

第 7 条 県は、全ての県の事務又は事業において、暴力団を利することとならないよう、暴力団及び暴力団員並びに公安委員会規則で定めるこれらと密接な関係を有する者を公共工事に関する契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

暴力団排除条例施行規則（平成 23 年 3 月 8 日公安委員会規則第 2 号） 抜粋

(暴力団等と密接な関係を有する者)

第 2 条 条例第 7 条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者は、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- (1) 暴力団員（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 9 条第 21 号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
- (2) 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
- (3) 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - ア 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用する行為
 - イ 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(様式5)

役員一覧表

商号又は名称 (個人の場合にあ つては、氏名)				
代表者	ふりがな			
所 在 地 (個人の場合にあ つては、住所)				
役 职 名	氏名	性別	生年月日	住所
	ふりがな	男・女		
	ふりがな	男・女		
	ふりがな	男・女		
	ふりがな	男・女		
	ふりがな	男・女		
	ふりがな	男・女		
	ふりがな	男・女		
	ふりがな	男・女		
	ふりがな	男・女		
備 考				

※戸籍上の性別を記載すること

※欄が足りない場合等はこの用紙を複数枚提出すること。

※この名簿には、法人登記簿の「役員に関する事項」に記載されている役員（監査役を含むこと、事業共同組合の場合は理事）並びに執行役員も記入してください。

(様式 6)

誓 約 書 (資本関係又は人的関係に関する事項)

ひょうご情報公園都市第2期 開発事業者選定に係る事業化検討パートナー応募に当たり、「資本関係又は人的関係がある者の定義」のいずれかに該当する者の有無については下記のとおりであり、この内容は事実と相違ないことを誓約します。

内容の確認が必要とされる場合は、県の職員の指示に従い調査に協力します。また、名簿登載後に内容に変更が生じた場合は直ちに変更届を提出します。

虚偽記載や記載漏れが判明するなどした場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

1 該当の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし			
2 資本関係に関する事項				
(1) 子会社等と親会社等の関係にある場合				
① 親会社等 (会社法第2条第4号によるもの・所属する協同組合)				
商号又は名称	宅地建物取引免許番号	所在地	理由	
(2) 子会社等 (会社法第2条第3号の2によるもの)				
商号又は名称	宅地建物取引免許番号	所在地	理由	
(2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合				
商号又は名称	宅地建物取引免許番号	親会社等の商号又は名称		
3 人的関係に関する事項				
自 社		兼任先の会社		
役職名	氏 名	商号又は名称	宅地建物取引免許番号	役職名

令和 年 月 日

兵庫県企業庁公営企業管理者

三木市長 様

住 所
フリ ガナ
氏 名
電 話 () - 番
電子メール

別記

※ 理由欄にご記入ください。(①、②イなど)
(会社法施行規則第3条及び第3条の2)

- | | |
|---|----|
| ① 議決権の 50%超を自己(子会社等を含む。以下同じ)の計算で所有 | 注1 |
| ② 議決権の 40%以上を自己の計算で所有し、次のイ～ホのいずれかに該当 | |
| イ 自己所有等議決権数の割合が 50%超 | 注2 |
| ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人 | 注3 |
| ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在 | |
| ニ 負債総額に占める自己の融資(債務保証等も含む。)の割合が 50%超 | 注4 |
| ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在 | |
| ③ 自己所有等議決権割合が 50%超であって、上記②ロ～ホのいずれかに該当する場合 | |

注1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。

注2 自己所有等議決権の割合等とは、自己所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己(自然人に限る)の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。

注3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった場合を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。

注4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者及び自己(自然人に限る)の配偶者又は二親等内の親族が行う融資額を含む。

(様式 7)

提出資料チェックリスト

書類	代表企業	代表企業以外の構成員
(様式 1) 申込書 (変更届)	<input type="checkbox"/>	—
(様式 4) 誓約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(様式 5) 役員一覧表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(様式 6) 誓約書 (資本関係又は人的関係に関する事項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(様式 7) 提出資料チェックリスト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
発行から 3か月以内の法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
直近 3か年の納税証明書 課税されている国税及び地方税について、本店を管轄する税務署、都道府県及び市区町村が発行する、未納税額がないことの証明書 ※ 国税については、「納税証明書 (その 3 の 3)」、地方税については、都道府県及び市区町村が発行する証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
宅地建物取引業の免許 (写し) (令和 8 年 3 月 2 日 (月) (受付期間最終日) において有効期限内のもの)	<input type="checkbox"/>	—
2-6 応募者資格要件(1)①の場合、実績を証明できる書類 (都市計画法第 36 条第 2 項に基づく検査済証 (写し)、公民連携に係る協定書・契約書及び完了報告書 (写し) 等)	<input type="checkbox"/>	—
直近 3か年の決算資料 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書)、個別注記表、事業報告書等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
会社案内・概要等を記載したパンフレット等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※申込書類をご提出いただく前に、必ずチェックリストをご確認の上、各項目にチェックを入れてからご提出ください。

(様式8)

年 月 日

兵庫県企業庁公営企業管理者
三木市長 様

所在 地
法 人 名
担 当 者 名
電 話
電 子 メール

変更届

ひょうご情報公園都市第2期 事業化検討パートナーについて、下記のとおり変更します。

代表企業	法人名称			役職名 代表者氏名	
	所在地	〒			
	連絡先	所属部署名			担当者 職氏名
		電話番号			FAX 番号
		E-mail			

また、複数の企業等で構成するグループで応募する場合は、参加する企業全てについて下表に記載してください。

企業1	法人名称			役職名 代表者氏名	
	所在地	〒			
	連絡先	所属部署名			担当者 職氏名
		電話番号			E-mail
企業2	法人名称			役職名 代表者氏名	
	所在地	〒			
	連絡先	所属部署名			担当者 職氏名
		電話番号			E-mail

注1：記入欄が不足した場合は、適宜用紙を追加してください。

(様式9)

年 月 日

兵庫県企業庁公営企業管理者
三木市長 様

所 在 地
法 人 名
担当者名
電 話
電子メール

辞退届

ひょうご情報公園都市第2期 事業化検討パートナーについて、下記の理由により
辞退します。

記

(辞退理由)

注1：複数の企業で構成するグループの場合は、代表企業から提出してください。